

那覇市安謝シルバーハウジング
緊急通報システム（見守りセンサー）事業
委託契約書

那覇市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、那覇市安謝シルバーハウジング緊急通報システム（見守りセンサー）事業（以下「事業」という。）に関して、次のとおり契約する。

（契約履行の原則）

第1条 甲及び乙は、関係法令を遵守し、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

（業務の委託）

第2条 甲は、那覇市緊急通報システム事業運営要領第2条第2項の規定に基づき、別紙「那覇市安謝シルバーハウジング緊急通報システム（見守りセンサー）事業委託契約に係る業務仕様書」に掲げる緊急通報サービス業務（以下「業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託する。この場合において、乙は、業務に要する見守りセンサー機器（以下「機器」という。）及び機材の保守管理サービスに必要な体制を確保して、機器及び機材の設置・維持管理に支障のないように対応するものとする。

（要員の確保）

第3条 乙は、次に掲げる要員を確保し、業務を運営する。

- （1）システムのセンター設備を24時間体制で稼働・管理する要員を確保し、常駐待機体制で業務に対応する。
- （2）見守りセンサーのアラート発報時の対応・連絡、その他の業務に必要な要員を確保し、業務に対応する。
- （3）その他、甲乙間の協議により必要と認めた要員を確保する。

2 乙は、業務に従事する職員に対して、老人福祉に関する知識を有する要員を配置するとともに資質の向上に努めなければならない。

（事前協議事項）

第4条 乙は、次に掲げる事項については、事前に甲と協議しなければならない。

- （1）業務の計画の確定及び変更に関すること。

(2) その他業務の執行に関する重要なこと。

(報告)

第5条 乙は、業務に関する毎月の運営状況について（利用者名簿、不在者（入退院・外出等）名簿、終了者名簿、対応記録表、アラート発報内容一覧表）を翌月の10日までに甲に対して書面により報告しなければならない。ただし、10日が休日等の場合は、翌営業日までとする。

(再委託)

第6条 乙が契約を履行するにあたって行う再委託について、次のように定める。

- (1) 業務の全部を第三者に委託してはならない。また、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することはできない。
- (2) 再委託を行う場合、あらかじめ再委託の相手方の商号又は名称及び住所並びに再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出し、甲の承認を得ること。
- (3) 再委託の相手方が業務を適正に行うよう、監督し定期的な報告を求める等、必要な措置を講じること。

(秘密保持)

第7条 乙は、この契約により甲から提示された個人情報を、この契約の目的の範囲を超えて利用してはならない。ただし、見守りセンサーのアラート発報時に利用者の安全確保のためにやむを得ない場合には、業務を遂行する上で必要な氏名、住所、電話番号の提示を行うこととする。

(委託料)

第8条 委託料は次のとおりとする。

- (1) 利用者1件につき、月額〇〇〇〇円（税込み）とする。
- (2) 機器を月中途に設置したときはその月分から支払うものとし、死亡・施設入所・転出・撤去申し出等の撤去を要する事実を月途中で把握したときは、その前月分までを支払うものとする。ただし、設置期間が一月に満たなかった場合は1か月分を支払うものとする。
- (3) 機器の設置、撤去、保守管理、修繕等に伴い発生する費用は、委託料に含まれているものとする。

- (4) 利用者が機器を紛失・破損等した場合、乙は機器代金を利用者へ請求できるものとする。また、乙と利用者間での解決が困難な場合は、甲は問題解決に向け双方に協力的に対応するものとする。ただし、利用者が死亡し、身寄りがないため親族等に請求できない場合は乙の負担とする。
- (5) この契約締結後、消費税法（昭和63年法律第108号）等の改定等によって消費税額に変動が生じたときは、甲は、この契約を変更することなく第1号に定める委託料に相当額を加減して支払うものとする。
- 2 乙は、毎月10日までに毎月の業務の報告と併せて請求書により委託料を請求するものとする。ただし、10日が休日等の場合は、翌営業日までとする。
- 3 甲は、乙から正当な請求書を受領した日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(特約事項)

第9条 この契約における個人情報の取扱いについては、別紙「個人情報の取扱いを定める特約」を遵守しなければならない。

(指導及び調査)

第10条 甲は、第2条の業務を達成するため、乙に適切な指導を行うものとし、必要に応じて業務の実施状況を調査することができるものとする。

(契約の解除)

第11条 乙が次のいずれかに該当したときは、甲は、いつでも契約を解除することができる。この場合、乙に損害が生じても甲はその責めを負わない。

- (1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき。
 - (2) 契約の履行について重大な過失又は背信行為があったとき。
 - (3) 契約の履行に際し、本市の指示に従わず、又はその職務を妨害したとき。
 - (4) この契約に違反する行為をしたとき。
- 2 甲は委託期間満了をもって契約を終了する際は、乙に対し書面により40日前迄に通知を行うものとする。

(損害賠償責任)

第12条 乙は、次のいずれかに該当したときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。

- (1) 乙が契約の履行に関し、利用者、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 契約が解除された場合において甲に損害が生じたとき。

(委託期間)

第13条 業務の委託期間は、令和7年 月 日から令和11年3月31日までとする。

(事業終了時の連携)

第14条 乙は、理由の如何を問わず事業終了時において、この事業を円滑に継続するため、引継ぎ等の必要な事項について、甲及び次期事業受託者と連携協力しなければならない。

(協議)

第15条 この契約に定めのない事項、又はこの契約に定める事項について疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、各自がその1通を所持する。

令和7年 月 日

甲 那覇市泉崎1丁目1番1号
那覇市
那覇市長 知念 覚

乙